

大崎町家屋全棟調査事業について

みなさまにおかれましては、日頃より本町税務行政に対し、ご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さてこの度、大崎町では町内のすべての家屋を対象とする、家屋の全棟調査を実施することといたしました。

この調査は、本町固定資産税の家屋課税台帳に登録している事項（所在地番、用途、種類、構造、床面積等）と、家屋の現況とを、現地において比較・照合することにより既に取り壊しとなっている家屋や、増築・未調査等によって課税漏れとなっている家屋を調査・確認することで、これまで課税されている家屋との公平を期し、公正で適正な固定資産税の課税を行うためのものです。

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

調査時期

調査の時期は、次表のとおり予定しています。

調査地区	調査時期（予定）
野方・持留地区 全域	令和4年 6月～令和5年 1月
永吉・岡別府地区 全域	令和4年12月～令和5年 8月
横瀬・仮宿地区 全域	令和5年 7月～令和6年 2月
神領・益丸・井俣地区 全域	令和6年 1月～令和6年 8月
菱田・その他地区 全域	令和6年 7月～令和7年 2月

※調査時期は、調査の進捗状況により若干前後します

調査対象

町内に現存するすべての家屋（建物）が調査対象となります。

※参考 家屋課税台帳登録件数 約17,000棟（増築分も1棟として換算）

固定資産税の課税対象となる家屋は、下記の条件を全て満たしている建物となります。

- ① 土地に定着して建造されているもの。（基礎があるもの）
- ② 屋根及び周壁あるいはこれに類するものに3方向以上を囲まれているもの。
- ③ 居住、作業、貯蔵等のために使用できる状態にあるもの。

※ 車庫や小屋なども、上記に該当すれば固定資産税の課税対象となります。

※ 屋根だけの建物など、家屋としての要件を備えていない構築物は、調査の対象外となります。

■ 調査方法

< 1次調査 >

- ① 町が委託した調査員（調査委託事業者）が、2人一組で巡回しながら調査します。
- ② 調査は、家屋課税台帳と実際の建物とを、図面等の資料をもとに外観から照合し、確認します。
- ③ 照合・確認にあたっては、原則、敷地内に立ち入らせていただき、必要に応じて家屋外周の計測等を行う場合があります。
また、家屋建築年や所有者などについてもお尋ねすることがあります。
- ④ お留守（ご不在）の場合でも、外観からの照合・確認させていただきます。
- ⑤ 原則、家（建物）の中に立ち入ることはありません。
- ⑥ 並行して、空家となっている家屋の実態調査を行います。

< 2次調査 >

1次調査の結果、評価調査が必要な家屋は、評価調書及び家屋見取図を作成するための実地調査を行います。その際、家屋の内部の調査が必要な場合は、調査員が事前に都合などお尋ねし、日程の調整を行ってから調査を行いますので、ご協力をお願いいたします。

■ 調査員

調査員は、調査員であることがすぐわかるように、『家屋調査員』の黄色の腕章と身分証明書（名札）を着用しています。

【委託事業者】

（株）都市総合開発研究所

【日程のお問い合わせ】

0120-25-6603

【調査実施時間】

8：30～18：00（平日のみ）

【お問い合わせ時間】

9：00～18：00（平日のみ）

第〇号 家屋調査員証	
(写真)	所 属：株式会社 都市総合開発研究所
	氏 名：〇〇 太郎
	生年月日：昭和〇〇年〇月〇日生
上記の者は、大崎町の委託した家屋調査員であることを証明する。	
交付年月日	令和〇年〇月〇日交付
有効期間	自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日
大崎町長 東 靖弘 (印)	

※イメージ

■ 調査の結果

今回の調査により課税されていない家屋（増築を含む）が確認されると、あらためて家屋の評価を行い、新たな家屋課税台帳を作成します。

その結果、固定資産税額が変わる場合は、令和9年度の課税分から反映されます。

⚠ 調査員のなりすましにご注意ください

今回の調査で、調査費用等が請求されることはありません。調査の結果、課税対象であることが判明した場合でも、その場で税金の徴収を行うことはありません。

また、家屋の耐震診断やリフォーム、火災報知機・消火器等を勧めるなど、調査目的以外のお願いをすることは決してありません。

【お問い合わせ先】

大崎町役場 税務課 固定資産税係

TEL：099-476-1111 FAX：099-476-3979